

# 「タラメ」な「組合費二重徴収」に反論！

# 日刊 動労千葉

79.7.14  
No. 172

国鉄千葉動力車労働組合  
千葉市要町二一八(動力車会館)  
電話 二二五八九・公巻 四三(22)七二〇七

## 裁判所||権力に動労千葉への組織破壊・弾圧を請願する「本部」革マル集団！

動労「本部」革マル反動集団は、わが動労千葉の着実な組織的前進のまえに、ついにその反動的本性をむき出しにして権力・当局にとり入り、動労千葉への弾圧、組織破壊を請願するやり方に公然とふみきった。(「動力車新聞」号外(その20・22・23))このことは、彼らの路線がまちがっており、逆にわが動労千葉の正義性をますます明らかにしている。従って、「本部」革マル反動集団を全国の動労組合員とともにさらに追いつめ、打倒し、動労大改革をかちとり、八〇年代動労運動の戦闘的再生をかちとろう。

### 動労千葉の組織的前進に 動転する「本部」！

思い出したように発行される「動力車新聞」デ、号外は、その都度「本部」革マル反動集団がいかにデマとベテンをもちいて動労千葉の着実な前進に対してこそくなケチつけを行ない自らの追いつめられた現実をおおいかくすのに四苦八苦しているかが明らかとなっている。

とりわけ、「本部」革マル反動集団にとって大きな打撃となったのは、六月一五日の「公労委の認知」と「団体交渉」さらに「総連合構想」であることが、約一ヶ月ぶりに発行された「デマ号外」その20以降の中にはっきりと表わされている。従って、ここでは特に、公労委の認知に対して「組合費の二重徴収」というデマとベテンについて反論する。

- ① 「本部」革マル反動集団は、「デマ号外」その20・22・23の中で次のようにいってはなっている。  
「公労委の認知」によって、千葉の組合員は二つの労働組合に加入したことになる。
- ② 従って、組合費は、両方に納入する義務が発生した。
- ③ もし納入しない場合は、組合員個人々々を相手どって「組合費請求訴訟」の裁判を起こす。膨大な裁判費用は、千葉の組合員個人々々が負担する。
- ④ 動力車会館の明け渡し請求裁判を起こす。

このように「本部」革マル反動集団は、「公労委の認知」という絶対にあつてはならない動労千葉の「社会的認知」と組織的前進という現実を無視することが出来ず、ついにしつこく認めざるを得なかったのである。しかし、この現実を動転し、公労委認知を逆手にとって、こそくでベテン的な論理をもって「組

合費二重徴収」論をふりまき、さらには、組合員個人々々を国家権力||裁判所に売り渡し、その上、「金」で脅迫するという労働組合にあるまじき暴挙を行なっているのである。

「本部」は、われわれにどんな「義務」をはたしたのか？

「本部」革マル反動集団は、わが動労千葉が公労委に認知されたことに対して腹いせに「二重加入だ」「だから、組合費も二重に納入しろ」、「納入しなければ裁判に訴えてでも取り立てる」と自らの所属組合員(?)を裁判所に訴える路線を公然とふみ出したのである。

しかし、「本部」は動労千葉の組合員に対してこの間、犠牲補償や共済給付金などを支払ったとでもいうのだろうか。否!! 動労千葉の役員・職員の賃金すら一方的にストップしているではないか!

こうして、動労「本部」側の組合員としての権利は、何一つ保障せず、今更、組合費のみを請求することが出来るとも考えているのだろうか! ことここに至り、「本部」革マル反動集団のこそくなデマとベテンによる動労千葉破壊策動も極まったという事が出来る。

全国の動労組合員と共にさらに動労大改革の闘いを推し進めよう!

こうして、われわれは、「本部」革マル反動集団を権力・当局と公然と手を結び・請願せざるを得ないところまで追いつめたこと。そして、わが動労千葉の路線的正しさについて自信と確信をもって確認し、動労四〇〇〇組合員と共に動労大改革にむかってさらに闘い抜こうではないか。